

平成 29 年 1 月 1 日付 新規登録申請の取扱いについて

平成 29 年 1 月 1 日付の新規登録入会をご希望の方は、

年末で審査事務を繰り上げさせていただくため、

平成 28 年 12 月 14 日（水）までにお手続きされますようお願いいたします。

※ 事前に事務局へご予約ください。

千葉県社会保険労務士会 事務局長